

## 改正関係Q & A (府版)

(注) このQ&Aは、現時点の検討状況を基に作成したものであり、今後、修正等があり得ることについて御留意願います。

	サービス種別	区 分	質 問	回 答
1	介護老人福祉施設	看取り介護加算①	看取り介護加算については、算定の条件として個室の確保とあるが、本人が多床室の利用を希望した場合には加算できないのか。	看取り介護加算は、あくまでも利用者が個室での介護を希望する場合のために個室を確保しておくというものであり、利用者が多床室を希望するのであれば加算を算定することは問題ない。看取り介護加算は、あくまでも利用者が個室での介護を希望する場合のために個室を確保 しておくというものであり、利用者が多床室を希望するのであれば加算を算定することは問題ない。しかし、看取り介護加算については、随時、本人又は家族に対して施設の行う看取り介護についての合意を得ながら進めていくものであり、個室の利用希望についても随時確認し、希望がある場合は個室において看取り介護をする必要がある。
	介護老人福祉施設	看取り介護加算②	看取り介護加算については、算定の条件として個室の確保とあるが、特養では余分な個室のあるところは少なく、多くの施設は静養室を看取り介護のための個室としていると思われる。そこで、同時に複数の看取り介護対象者が出たことにより個室を利用できない利用者が出た場合、当該個室を利用できない方については看取り介護加算は算定できないのか。	看取り介護加算は必ずしも個室を利用することが絶対的な算定要件になるものではない。よって、個室を利用できない方が、個室を利用しなくても施設の行う看取り介護の内容や加算を算定することについて同意をされた場合には加算の算定は可能である。また、個室を利用することが出来ないことを持って利用者からの同意が得られない場合には、たとえ看取り介護を行った場合でも加算は算定できない。